



『く』らしいに

『み』らしいに

『あい』が溢れますように

第3期中長期計画 (2023-2025)



第3期中長期計画

第3期中長期計画の作成によせて	2
【 I 中長期計画策定について 】	3
(1) 計画策定の趣旨	
(2) 計画の位置づけ	
(3) 計画の期間	
(4) 策定方針	
(5) 中長期計画策定の骨子	
【 II 法人の思い 】	10
・ 法人理念	
・ 運営方針	
【 III 現状と課題 】	13
・ 現状の姿から見た課題整理（外的要因：内的要因）	
・ 中長期事業計画（2023-2025年に実施する事業）	
・ 中長期事業計画書（達成に向けた取り組み内容と役割）	
終わりに	21

《社会福祉法人久美愛園 第三期中長期計画 作成によせて》

社会福祉法人久美愛園の第三期中長期計画は当法人の役割をより明確にし、具体的に示した目標を達成しようとするものである。策定方針を「透明性の確保」とし、法人の役職員に広く意見を聴取してきたが、細部にわたっては必ずしも十分に議論が尽くされたというわけではないため、計画を実施していく過程でさらなる議論が必要である。

第三期の計画は「施設からの地域移行の推進と入所定員の削減」、利用者さんの「権利擁護の推進」、「ソーシャルインクルージョンの推進」をテーマとして構成した。地域移行と入所定員の削減については目標数値を設けているため評価しやすいが、その結果として利用者さんたちの暮らしがどう変わったのか、緊急の受入や居宅サービスの提供等を通して地域での当法人の役割がどの程度果たせたのか、という評価も同時にしていく必要がある。権利擁護については「意思決定支援」が中心になると思われるが、私たち支援する側が「どれだけの選択肢」を利用者さんたちに示せたのか、ということも同時に問われていることを私たちは自覚しなくてはならない。

また「ソーシャルインクルージョンの推進」は障害を理由に分けられることなく「すべての人が地域の中で普通に暮らしていける社会」をめざすというものであり、日々の実践を通してこの課題に取り組んでいくというものである。

私たちは与えられた条件の中で厳しい現実と向かい合いながらも高い目標を持ち続け、社会福祉法人久美愛園が「地域社会に対して何ができるのか」を考え、障害福祉の活動を通して「地域社会のあり方」を問うていくことが私たちに課せられた役割であると考えている。



内田 富士夫

I 【中長期計画策定について】

(1) 計画策定の趣旨

当法人では2017年に第一期中長期計画を作成し、それまでの第一種社会福祉事業である入所施設中心の支援から、障害の軽重に関わらず全ての方がその人らしく地域で生活できることを目指した地域福祉の創造に取り組んでまいりました。その取り組みはまだ始まったばかりであり、法人は改めて障害者権利条約19条が掲げる「どこで誰と生活するか」の保障」及び「特定施設での生活の義務を負わない」という価値観を尊重し、障害のある社会的擁護児童も含めた入所施設で暮らす利用者が、権利の保障された地域生活への移行を実現すべく、法人は障害福祉サービスを中心とした社会福祉事業を運営しています。

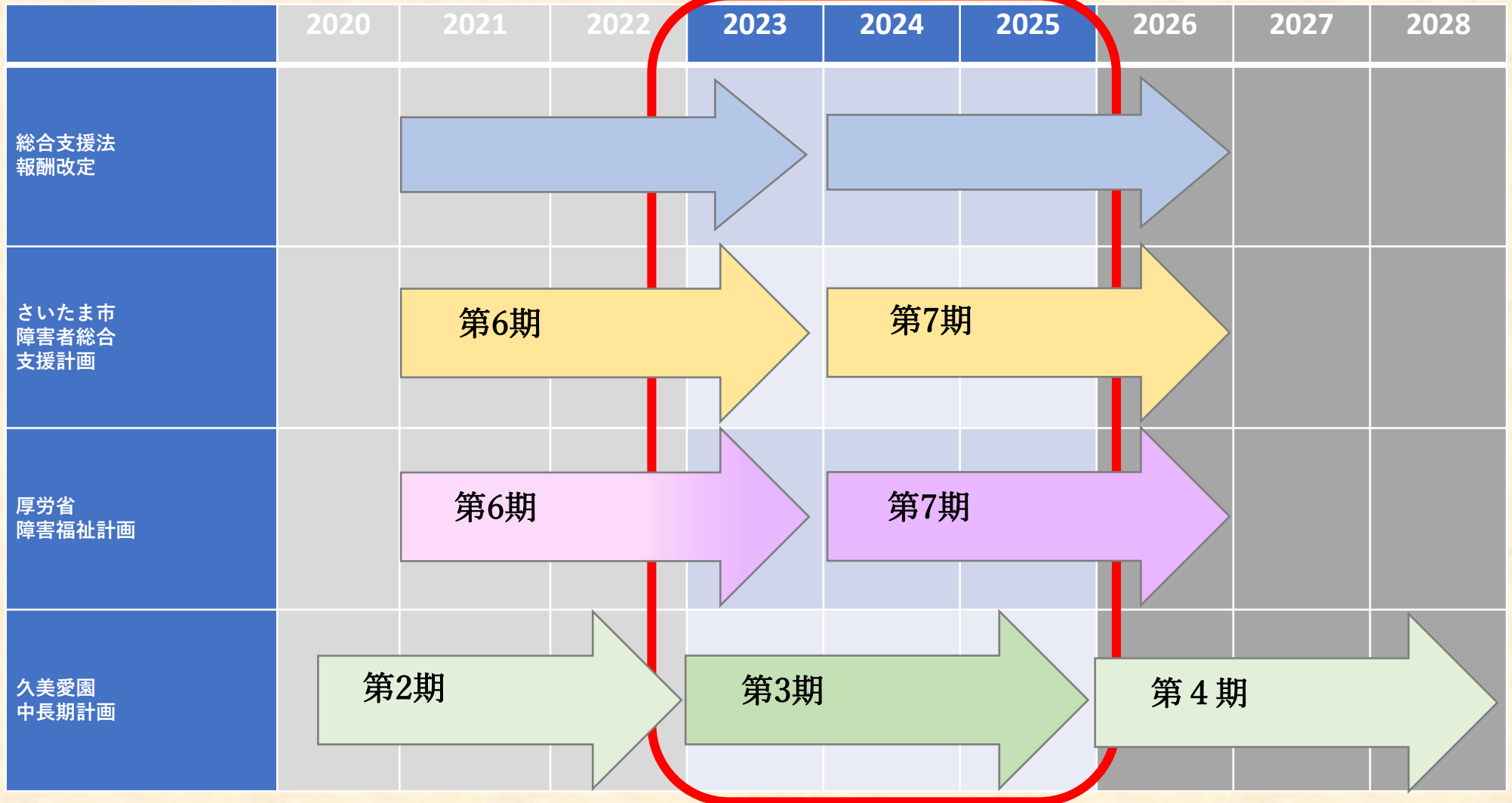
さいたま市でもノーマライゼーション条例（通称ノマ条例）の制定から10年、ようやく各区における基幹相談支援センターの設置、地域協議会の設置、地域生活支援拠点の運用等、さいたま市緑区で暮らす障害のある方々が安心して住み慣れた地域や場所で暮らし続けることが出来る道筋が出来てきました。法人では今後も、前に進み始めた流れを更に推し進め、地域の福祉課題にチャレンジし利用者・御家族ニーズに真摯に応えていきたいと考えています。

（2）計画の位置づけ

本計画は法人理念の実現に向けた具体的な目標及びそれを達成するための中長期計画であります。従って計画を着実に実践し目標を達成することが重要であり、5年10年後の緑区、久美愛園をイメージし皆で共有するための手段です。

(3) 計画の期間

本計画は、2023年から2025年までの3年間とする



(4) 策定方針

◆透明性の確保

中長期計画は、法人全体のおこう3年間の事業運営の方向性を定めるものであり、計画策定段階から法人全体の合意を得ることが重要である。そのため、役員・管理職だけでなく、法人職員にも機会を捉え進捗状況を開示し、広く意見を聴取することで透明性を確保していきます。

◆社会福祉法人としての役割

中長期計画は、法人が社会福祉法人の理念や目的を推進していくために、地域との関係を強化し自立支援協議会等による意見や地域住民の福祉ニーズに対応するため積極的に働きかけ、地域社会の中にある法人としての役割意識を高めることに繋がります。

◆実効性の確保

中長期計画は、作成することが目的ではなく計画に掲げた課題を解決し、成果を上げることが重要であります。従って課題解決に向けた取り組みは実効性の高いものであるとともに、目標達成状況について評価を行います。

(5) 中長期計画策定の骨子

◆施設からの地域移行推進と入所定員の削減

福祉施設入所者の地域生活への移行に関して、入所施設に頼ってきた現実を目を向け、目標数値を定めながら住まいの場や日中活動を選択できる機会を推進する。久美愛園が地域から求められる役割・機能を果たし、困りごとを抱えた方々に寄り添い、共に未来を描き、その人が望む暮らしが実現できるようサポートしていく。

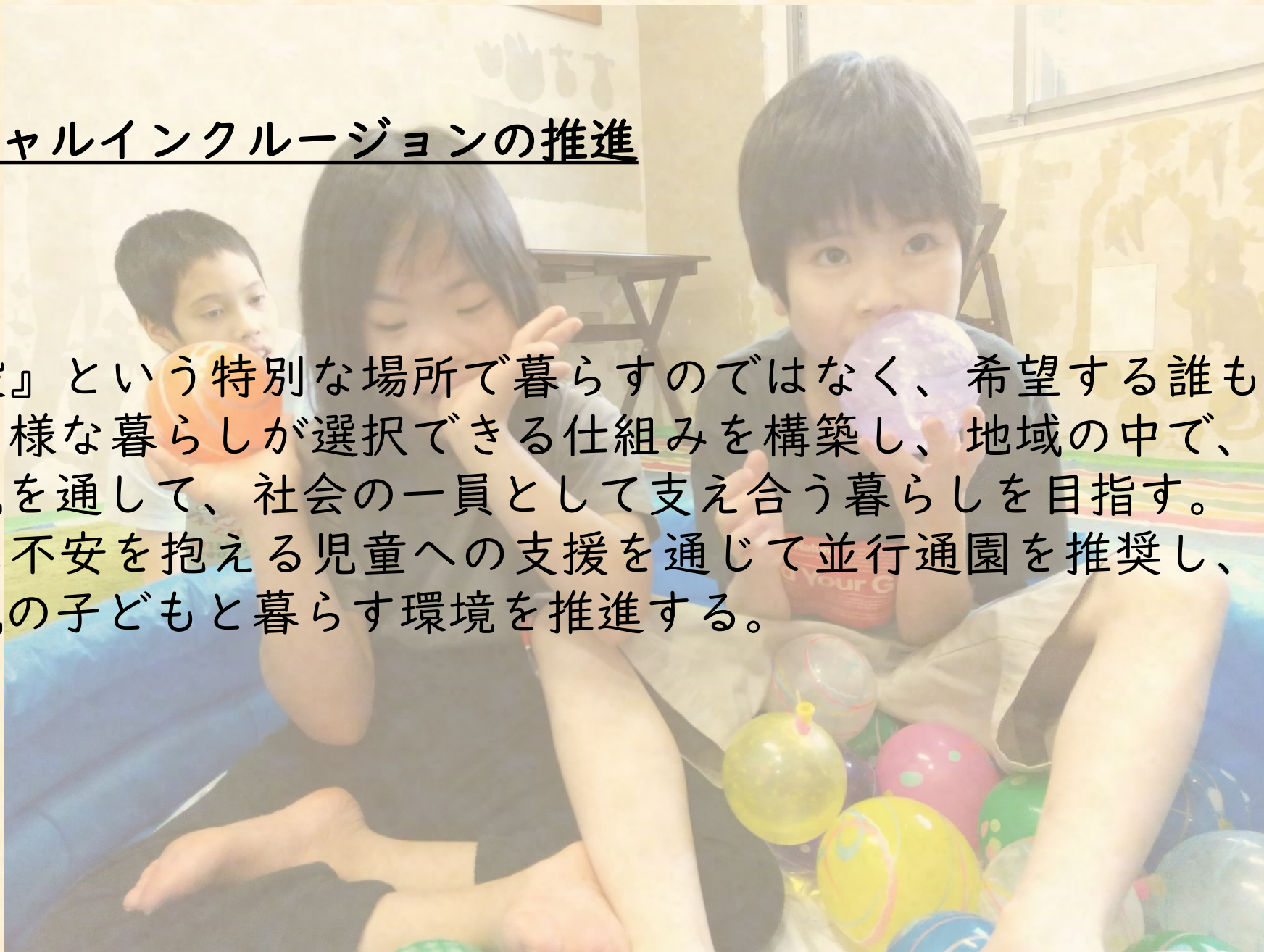
◆権利擁護の推進

権利の主体者の意思決定を尊重し、実践的な取り組みから支援過程におけるプロセスの重要性や利用者のニーズに寄り添った個別支援を提供する。誰もが個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す。正しい法制度や動向の理解を深め、久美愛園が役割を果たしていきながら、緑区において中心的な発信が出来る姿勢を示す。

◆ソーシャルインクルージョンの推進

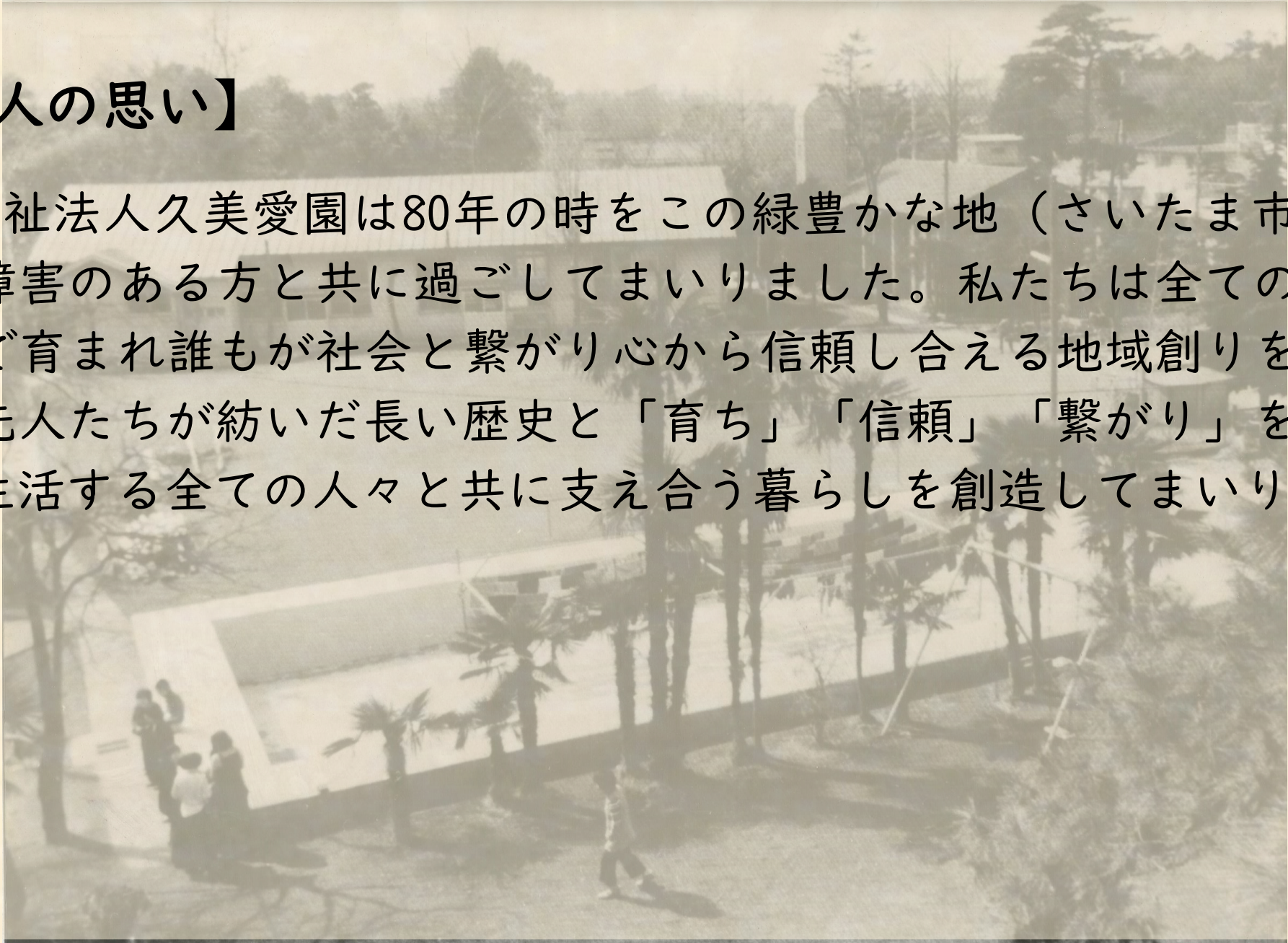
『施設』という特別な場所で暮らすのではなく、希望する誰もが地域における多様な暮らしが選択できる仕組みを構築し、地域の中で、地域住民との交流を通して、社会の一員として支え合う暮らしを目指す。

発達に不安を抱える児童への支援を通じて並行通園を推奨し、あたりまえに地域の子どもと暮らす環境を推進する。



Ⅱ【法人の思い】

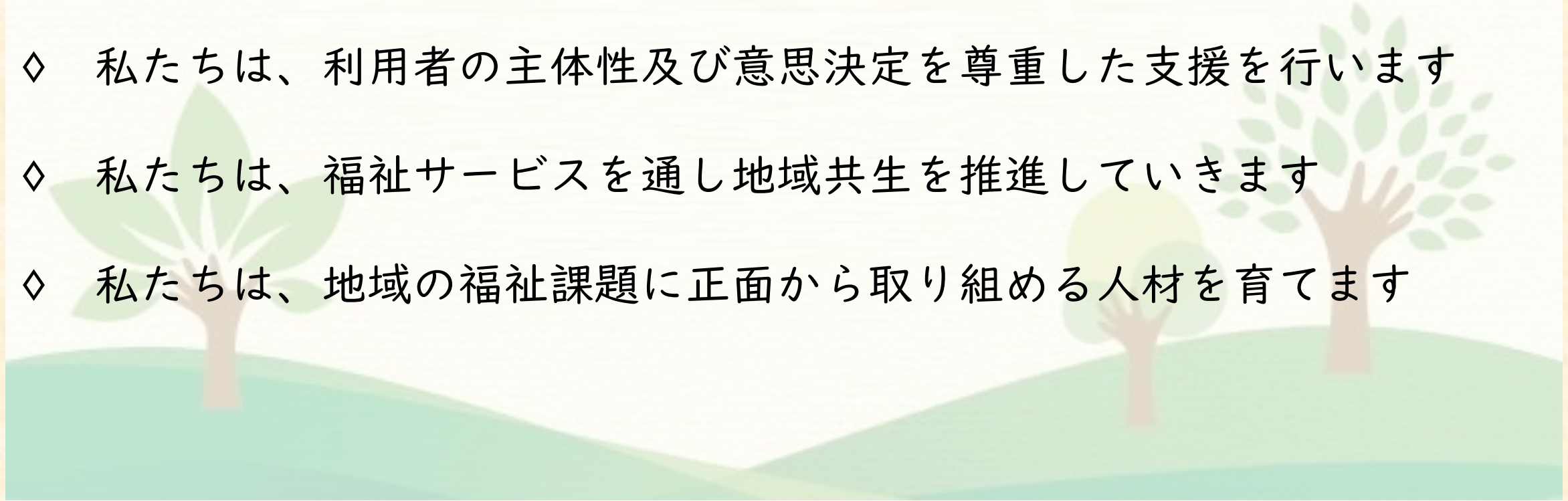
社会福祉法人久美愛園は80年の時をこの緑豊かな地（さいたま市緑区三室）で障害のある方と共に過ごしてまいりました。私たちは全ての子どもが地域で育まれ誰もが社会と繋がり心から信頼し合える地域創りを目指します。先人たちが紡いだ長い歴史と「育ち」「信頼」「繋がり」を大切に、地域で生活する全ての人々と共に支え合う暮らしを創造してまいります。



【基本理念】

「共に支えあう暮らしの創造」

【運営方針】

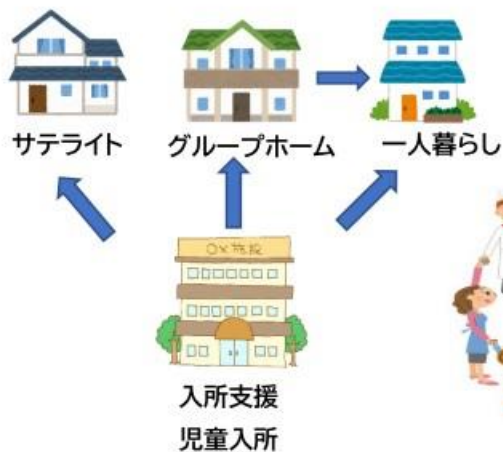
- ◇ 私たちは、入所施設に頼りすぎない地域生活を創造していきます
 - ◇ 私たちは、利用者の主体性及び意思決定を尊重した支援を行います
 - ◇ 私たちは、福祉サービスを通し地域共生を推進していきます
 - ◇ 私たちは、地域の福祉課題に正面から取り組める人材を育てます
- 



社会福祉法人久美愛園 第3期中長期計画

施設からの地域移行推進と入所定員の削減

住まいの場や日中活動を選択できる機会の推進。
望む暮らしが実現出来るようサポートしていく。



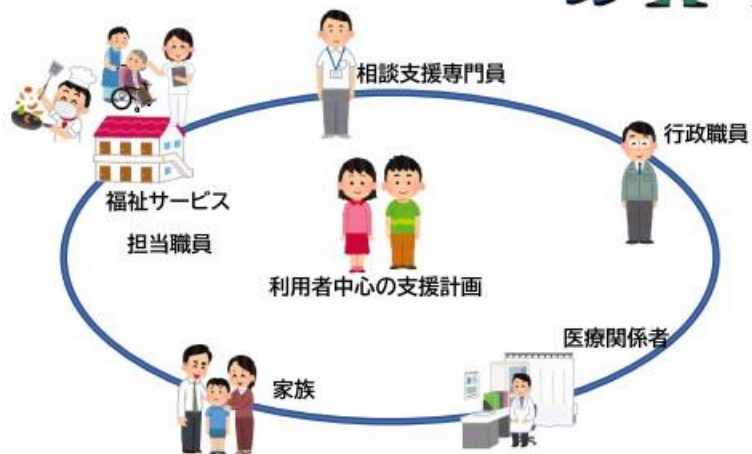
ソーシャルインクルージョンの推進

障害を理由に分けられることなく「すべての人が地域の中で普通に暮らしていける社会」を目指していく。



権利擁護の推進

権利の主体者の意思決定を尊重する。
実践的な取り組みから支援過程におけるプロセスを重要視し、ニーズに寄り添った個別支援の提供。

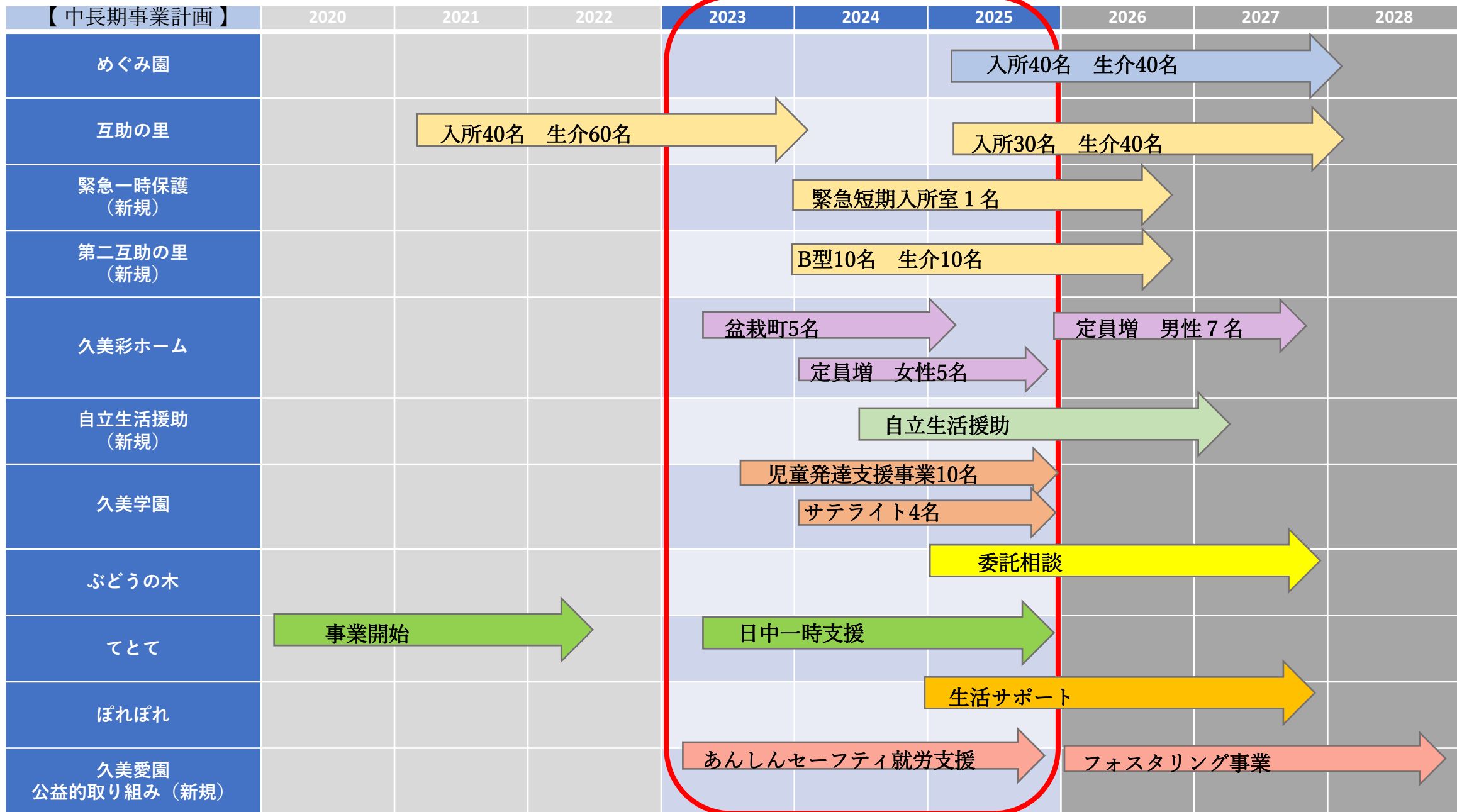


Ⅲ 【現状と課題】

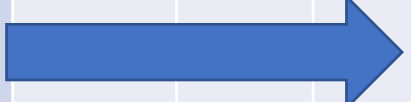
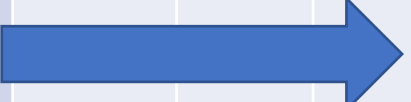
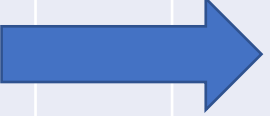
現状の姿からみた課題整理

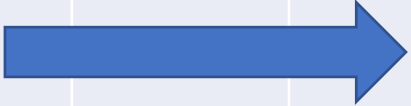




	強み	弱み	課題
外部要因	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアニーズの高い方の地域生活を支える仕組みの検討（国レベル） ・さいたま市における地域生活支援拠点の設置機運がある ・こども庁の創設など子供施策、社会的擁護児童施策の推進機運（延長規程の廃止、新たな移行調整の枠組み等） ・職員の処遇改善、待遇改善が図られている ・さいたま市自立支援協議会への積極参加（緑区の地域協議会実施） ・全国的にもまれな人口増加地区 ・埼玉県発達障害福祉協会への役員派遣及び法定研修への積極参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県の入所施設設置方針 ・さいたま市ノーマライゼーション条例と現実の施策の乖離 ・埼玉県入所調整会議の形骸化 ・営利法人における日中一体型の共同生活援助の急増（家賃が高い傾向） ・ケアニーズの高い方の地域における暮らしの場や日中活動の場の不足 ・当事者団体や事業者団体との関係が弱い ・意思決定支援を担保された成年後見人の不足 ・地域生活を支える居宅介護事業所の不足 ・全国的な障害福祉サービス従事者不足 	<ul style="list-style-type: none"> ・入所施設への依存傾向から地域生活への転換 ・ケアニーズの高い方でも暮らせるGHづくり ・社会的擁護児童の暮らしの場の改善（より家庭的な環境） ・地域との繋がり（公益的な取り組みの充実）


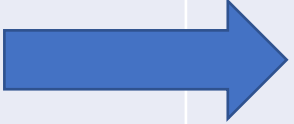
	強み	弱み	課題
内部要因	<ul style="list-style-type: none"> ・夜勤業務含めた交代制勤務の標準化 ・地域移行に向けた法人の方向性の定着 ・法人内7事業所の役割及び方向性の確立 ・各年代バランスの取れた職員集団の形成 ・多様な働き方の実現（育児短時間・外国人労働・シニア層） ・入所施設からの地域移行希望者の増加 ・経営環境の安定性 ・研修受講体制（研修委員会及び外部研修受講環境） 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託相談及び基幹相談の受託を法人で実施できていない ・職員の育成・定着体制の脆弱さ ・職員間の業務継承や考え方の継承ができていない ・各事業における第三者評価の受審ができていない ・入所施設特有の人員配置の脆弱さから徹底した意思決定支援と豊かさのある日中活動の提供が出来ていない ・職員確保の不安定さ（ここ数年想定採用人数を下回る） ・利用者支援レベルの向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・人材の確保・育成 ・豊かな生活を保障する日中活動



中長期事業計画書

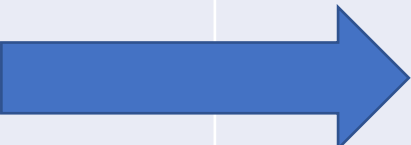
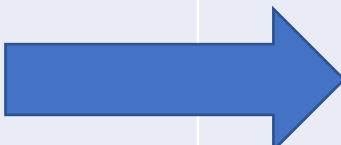
現状課題	ビジョンを達成するための方法	期限	担当部署	スケジュール		
<p>入所施設からの依存傾向から地域生活への転換</p>	さいたま市地域生活支援拠点への積極参加					
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域移行目標数値の設定 (9%) 	3年間	法人	1年	2年	3年
	<ul style="list-style-type: none"> ・ さいたま市入所施設連絡会及び3法人勉強会への積極参加 	3年間	拠点PT			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事例を通して丁寧で一貫した説明と実践 	3年間	法人			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急短期入所場所の開設 	2024年	拠点PT			

現状課題	ビジョンを達成するための方法	期限	担当部署	スケジュール			
ケアニーズの高い方でも暮らせるGHづくり	地域生活が可能なGHづくり				1年	2年	3年
	<ul style="list-style-type: none"> GH拡大の推進 (現実的な実現方法の模索) 	3年間	GH				
	<ul style="list-style-type: none"> 地域部会を通して家賃補助等さいたま市行政への請願 	1年間	法人				
	<ul style="list-style-type: none"> 安定した担い手の確保 (夜勤・居宅事業) 	2年間	法人				
社会的擁護児童の暮らしの場の改善 (より家庭的な環境)	サテライト事業の開始				1年	2年	3年
	<ul style="list-style-type: none"> サテライト事業の開始 	2024年	学園				
	<ul style="list-style-type: none"> 里親機能強化に向けた児童相談所との連携 	3年間	学園				

現状課題	ビジョンを達成するための方法	期限	担当部署	スケジュール		
地域で求められる 福祉課題の解決	地域との繋がり（公益的な取り組みの充実）					
				1年	2年	3年
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 彩の国あんしんセーフティ就労支援事業の開始 ・ 令和8年フォスタリング事業開始に向けた準備 	2023年 2年間	めぐみ園 学園	 		

※ フォスタリング＝里親養育包括支援

現状課題	ビジョンを達成するための方法	期限	担当部署	スケジュール		
職員が主体的に学ぶ環境や風土を生み出していく						
人材の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> 資格取得補助（期限付き） 	2年間	法人	1年	2年	3年
	<ul style="list-style-type: none"> キャリアパスを見直し職員獲得スキルのレベルアップした具体的な提示（サブリーダーが権利擁護研修の講師を務める等々） 	2年間	研修委員		→	
	<ul style="list-style-type: none"> 事例検討内容のレベルを上げる（課題を通した事例研究の取り組み） 	3年間	法人	→		
	<ul style="list-style-type: none"> 人材育成ビジョンの作成 	1年間	法人	→		

現状課題	ビジョンを達成するための方法	期限	担当部署	スケジュール		
個々の生活感や人生を感じられるような今までにない活動の提案						
豊かな生活を保障する日中活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入所（通所事業も含む）の生活介護の位置づけを明確にする（社会人として生きる場として） 	1年	拠点PT	1年	2年	3年
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入所系日中活動案の見直し 	2年	拠点PT			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 互助の里生活介護分離案の推進 	2年	互助の里			

……《終わりに》

コロナ禍も三年を経過し、来春（令和5年4月）には2類から5類への感染症法上の位置づけが変わろうとしています。幾つかの事業所でクラスターを経験したことや、日々の感染防止対策から施設利用をされている方々への支援の在り方について、法人全体で考えさせられました。また昨年秋に出された国連の障害者権利条約に関する障害者権利委員会の勧告文と合わせて、社会福祉法人 久美愛園の掲げる地域生活の実現に向け、どのように取り組むべきなのか、地域の実情と非常に深刻な担い手不足である現状の中で、悩みながらの計画作成となりました。

更にコロナ禍の終結方法の不透明さや、障害者総合支援法・児童福祉法の見直し議論も途中経過という、不確定要素も多い中ではありますが、今回の計画では一部役員のみで作成ではなく法人職員への経過報告、

運営協議会での利用者・御家族への説明・理事会での説明など多くの方にご意見頂戴する機会を得ながら、作成に至れた経過は成果物以上の価値ある時間であったと感じています。

第2期中長期計画中の最大の目標であった地域移行の目標数値（9%）は残念ながら達成できませんでしたが、令和5年度さいたま市北区盆栽町に新たなGHの開設を予定しております。地域で障害のある方々が豊かな地域生活を送ることができるよう、1事例でも多く積み重ねながら、いつか気付けば入所施設ではなく地域で暮らすことが当たり前前の地域社会となるよう、その時までこの歩みを続けていきたいと考えています。